

返戻金制度について

求職者が入社後、自己都合による退職もしくは求職者の責による解雇となった場合、求人者より受領した報酬の一部を返金する制度です。

【新卒人材紹介のケース】

- (1) 入社後 1 ヶ月以内での退職 75%
- (2) 1 ヶ月経過後、3 ヶ月以内は 50%
- (3) 3 ヶ月経過後、6 ヶ月以内は 25%

【中途人材紹介のケース】

- (1) 入社 1 ヶ月以内の在籍で退職した場合、人材紹介料の 80%
- (2) 入社 1 ヶ月超え、3 ヶ月以内の在籍で退職した場合、人材紹介料の 50%
- (3) 入社 3 ヶ月超え、6 ヶ月以内の在籍で退職した場合、人材紹介料の 25%

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 33-ユ-300267

一般社団法人コミュニティラポール